

ごみ・資源のふれあい収集

ごみや資源を自分で集積所に出せない高齢者などに対して、職員が玄関先まで訪問して収集する「ふれあい収集」を実施しています。その際、ご要望に応じて声掛けなどの安否確認も行います。

利用できる方
ごみや資源を集積所(粗大ごみは屋外)に運び出すことが困難で、身

近な人の協力を得ることができない65歳以上の高齢者や障害者などの世帯
◎粗大ごみは事前申し込みにより室内から運び出し、収集を行います。
☎中央清掃事務所作業係
☎(3562)1521

リサイクル・資源回収にご協力を

プラスチック製容器包装の回収

区では「プラマークの日」にプラスチック製容器包装を資源として集積所で回収しています。

め、プラスチック製容器包装の回収に一層のご協力をお願いします。

回収した資源は、土木建築用の資器材や化学繊維、肥料の原料になる薬品などにリサイクルされています。限りある資源を有効に活用するた

◎事業所から出す場合は有料です。必ず容量に応じた、区の「有料ごみ処理券」を貼って出してください。

プラスチック製容器包装とは、食品や日用品の包装などに使われていて、中の商品を出したり、使用したりした後、不用になるプラスチック製の入れ物や袋のことです。



このマークが目印です。このマークが付いた、汚れがないプラスチックを資源として「プラマークの日」に回収します。

ふたをはずして軽くすすいで



シャンプー・洗剤などのボトル容器



豆腐・卵などのパック



食品トレイ



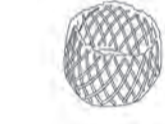
弁当などの容器



レジ袋



ペットボトルなどのふた・ラベル



果物のネット



カップめん・ヨーグルトなどのカップ



お菓子などの袋

品目ごとに分けて、透明・半透明の袋にまとめて入れて、当日の午前8時までに集積所に出してください。

注意

- ・軽くすすぐか、紙などで拭き取って、汚れを落としてください。汚れが落ちないものは、「燃やすごみの日」に出してください。
 - ・ペットボトル本体は、「資源の日」に出してください。
 - ・袋に入れる際には、ごみ袋を二重にして出さないでください。
- ◎汚れたものやプラスチック製容器包装でないものを出すと、資源にならず、また処理費用も多くかかりますので、分別にご協力をお願いします。

ペットボトルの資源回収

区では「資源の日」にペットボトルを集積所で回収しています。

トボトルの適切な分別に一層のご協力をお願いします。

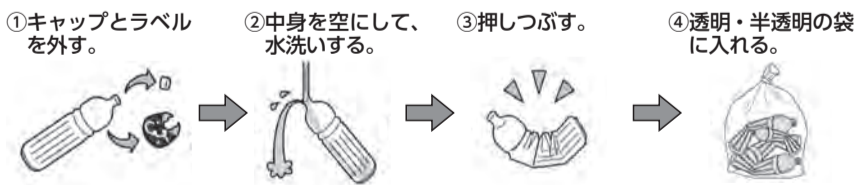
回収したペットボトルは衣料品や再生ペットボトルの材料などにリサイクルされています。

◎事業所から出す場合は有料です。必ず袋の容量に応じた、区の「有料ごみ処理券」を貼って出してください。



このマークが目印です。このマークが付いたペットボトルを「資源の日」に回収します。

ペットボトルは下図の手順で出してください。



透明・半透明の袋にまとめて入れて、当日の午前8時までに集積所に出してください。

注意

ペットボトルのキャップとラベルは、「プラマークの日」に出してください。◎キャップやラベルを外していないものや汚れたペットボトルがあると、適正にリサイクルすることができません。リサイクルを意識してキャップやラベルを外し、汚れをきちんと落とされたきれいなものを出しましょう。

雑紙を分別して資源として出しましょう

集積所で収集している資源の中で、新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック以外のリサイクルできる紙が「雑紙」です。雑紙は、燃やすごみと間違えて捨ててしまいがちですが、分別して資源として出せば、新たな製品に生まれ変わります。

雑紙として出せないもの
コーティングされた紙(レシートなどの感熱紙やノーカーボン紙、写真など)、香りの強い紙、油や食品で汚れた紙などはリサイクルが困難であるため、燃やすごみとして出してください。

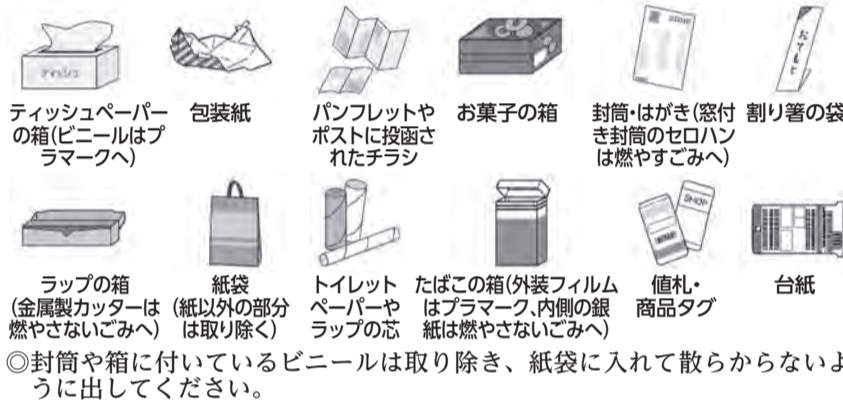
雑紙の出し方

資源の収集日に、クリップなどの金属を外し、紙袋に入れて出してください(中身が出てしまう恐れがある場合は紙袋をひもで縛って出してください)。

雑紙の回収後

区で収集した雑紙は資源化処理施設において選別を行った後、トイレットペーパーの芯、厚紙などに生まれ変わります。

雑紙の一例



◎封筒や箱に付いているビニールは取り除き、紙袋に入れて散らからないように出してください。

燃やさないごみを資源化しています

集積所で回収した燃やさないごみの資源化を行っています。水銀使用製品および金属類はリサイクルし、その他のガラス・陶磁器などは固形燃料として有効利用しています。

ごみの減量・有効利用のために、正しい分別に一層のご協力をお願いします。
☎中央清掃事務所清掃事業係
☎(3562)1523

家電のリサイクル

不用になったエアコン・テレビ・冷蔵庫(冷凍庫などを含む)・洗濯機・衣類乾燥機は家電リサイクル法により、リサイクルすることが義務付けられています。

課し、家電製品を使った消費者(排出者)がそのための費用を負担するという役割分担により、再商品化などを行っています。廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するため、皆様のご協力をお願いします。

家電リサイクル法では、家電製品の販売店に収集運搬の義務を、家電メーカーなどにリサイクルの義務を

エアコン・テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)・冷蔵庫(冷凍庫などを含む)・洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法の対象品目であるため、区では収集できません。以下の方法でリサイクルをお願いします。

- 1 新しく買い換える場合
新たに購入する家電販売店に回収を依頼してください。
 - 2 単に廃棄する場合
以前購入した家電販売店に回収を依頼してください。
 - 3 製品を購入した販売店が遠方、廃業、不明の場合
家電リサイクル受付センターへお申し込みください。
- ◎1~3ともリサイクル料金・収集運搬料金が必要です。
 - ◎収集運搬料金は家電販売店や回収業者などにお問い合わせください。
 - ◎その他、自家用車などで家電の運搬が可能の方は、指定引き取り場所に持ち込むこともできます(収集運搬料金が不要です)。

☎ 家電リサイクル受付センター
☎(5296)7200
(受け付けは日曜日、年末年始を除く午前8時~午後5時)
・各メーカーのリサイクル料金および指定引き取り場所について
(一財)家電製品協会 家電リサイクル券センター
☎0120(319)640
(受け付けは日曜日、祝日・休日を除く午前9時~午後6時)
☎(一財)家電製品協会 家電リサイクル券センター
<https://www.rkc.aeha.or.jp/index.html>

凡例
お問い合わせ(申込)先
HP
ホームページアドレス
Eメールアドレス
区のおしらせ
SNSなど